

## 滝川市新築住宅取得助成事業概要（新築・建売）について（継続事業）

滝川市建設部建築住宅課

市内における子育て世帯や若者夫婦世帯の負担軽減による住宅取得を促進し、定住及びコンパクトなまちづくりの推進に向けた居住の誘導を図るため、新築住宅の建築、建売住宅の購入をする方に対して補助金を交付します。

対象となる住宅については、一戸建て等で令和8年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約を締結する住宅となり、**令和8年3月31日以前に契約を締結した住宅は対象外**となります。詳細については、下記に記載のとおりです。

### 1. 対象の要件について

- 新築住宅の場合は、市内に本社もしくは本店を有する建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者が施工する住宅であること。また、建設業者が市税を滞納していないこと。
- 建売住宅の場合は、市内に本社もしくは本店を有する建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者かつ宅地建物取引業法第3条の免許を受けた宅地建物取引業者が販売する住宅であること。また、宅地建物取引業者が市税を滞納していないこと。
- 居住の用に供する部分の床面積が70平方メートル以上であること。
- 工事請負契約又は売買契約の締結日が令和8年4月1日以後の住宅であること。
- 建売住宅の場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付の日が**令和7年4月1日以降**の住宅であること。
- 住宅施策区域内に建設された住宅であること。

### 2. 補助金の額について

- 消費税等を除いた住宅本体工事（購入）金額の5%とし、上限150万円（1万円未満切り捨て）。滝川市立地適正化計画における**居住誘導区域内にある住宅の場合は一律100万円補助金を加算し、最大250万円となります。**さらに滝川市住宅解体促進事業補助金を活用後、対象となる住宅を取得した場合（建て替え）は、最大300万円となります。

**※土地の取得費用は補助対象外です。**

本補助金は国や北海道等の補助金と併用可能ですが、国や北海道等が他の補助金との併用を認めていない可能性がありますので、ご確認のうえ申請いただくようお願いいたします。

**※補助金の交付を受けた日から5年を経過しない期間内に補助金の交付対象住宅又は土地を取り壊し、貸与し、又は売却したときは補助金の返還を求められます。**

補助申請の受付は**予算が満了次第終了**します。

また、予算残額についての確認は（一社）中空知地域職業訓練センター協会までお問い合わせ願います。

### 3. 補助金の交付対象者について

- 新築住宅を建築し、又は建売住宅を購入する方で、以下の条件のいずれかに当てはまる方

- ・平成20（2008）年4月2日以降に出生した子（出産予定の子を含む。）を有する世帯
- ・申請時点において夫婦（法律上の婚姻関係にあること）であり、いずれかが昭和61（1986）年4月2日以降に生まれた世帯

**※補助申請者が事業完了後に自ら居住すること、当該住宅に居住することとなる全ての者が市税を滞納していないこと、暴力団員でないことが条件となります。また、転売は認めません。**

#### 4. 補助金の対象となる用途について

- 一戸建ての住宅
- 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの。  
※ただし、居住の用に供する部分の床面積が70㎡以上で、延べ床面積の50%以上であり、かつ事務所や店舗等に供する部分を補助金の交付対象者が所有かつ使用すること。
- 二世帯住宅（住宅内で行き来ができること。親世帯等の部分についても対象とする。）
- 長屋（2戸で構成する住宅であり、本人以外が居住する住戸部分が2親等以内の方が居住するものに限る。）
- ×共同住宅

#### 5. 申請時期について

補助申請期間については、新築・建売住宅毎に以下のとおりです。

【新築住宅】：令和8年5月7日（木）から令和8年11月30日（月）まで

【建売住宅】：令和8年5月7日（木）から令和9年2月12日（金）まで

完了実績報告の提出については、令和9年3月12日（金）までの提出期限となります。

**なお、令和8年4月1日～令和8年5月6日までの間に工事請負（売買）契約を締結している場合は遡及適用とし、新築住宅の補助金申請前の工事着手と売買契約締結から30日を超える建売住宅の購入を申請の対象とします。**

**ただし、このケースの場合は令和8年6月5日（金）までを申請期限としますので、お間違いのないようお願いいたします。**

#### 6. 事業の期間について

事業期間については、令和8年4月から令和9年3月までの1年間です。

#### 7. 【フラット35】地域連携型について

子育て世帯で本補助金を活用して新築住宅又は建売住宅を取得される方は、住宅金融支援機構との連携により特定金利の適用が受けられる【フラット35】地域連携型がご利用いただける場合があります。

要件等については、事前に滝川市建設部建築住宅課建築保全係にご確認ください。

##### 【連絡先】

滝川市建設部建築住宅課建築保全係

電話：0125-28-8040（直通）

#### 8. 補助金申請の流れ及び留意点について

- 補助申請に関して、必要となる書類と流れを次ページに記載いたします。申請の際は不足があれば受付が出来ませんのでご留意願います。
- 申請、交付ともに事業期間中1回限りとなります。
- 建売住宅の場合は売買契約の締結日から30日以内又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに申請してください。
- 変更については、増額の変更は受け付けすることができません。減額のみ受付となります。
- 補助金の予約は出来ません。
- 遡及適用を除く新築住宅の工事着工前に現地確認を行います。
- 事前着工した場合は、補助対象外となります。
- 令和8年度に滝川市中古住宅取得助成事業補助金又は滝川市住宅改修助成事業補助金の交付を受ける者は補助金の交付対象者となりません。

#### ■申請及び相談窓口

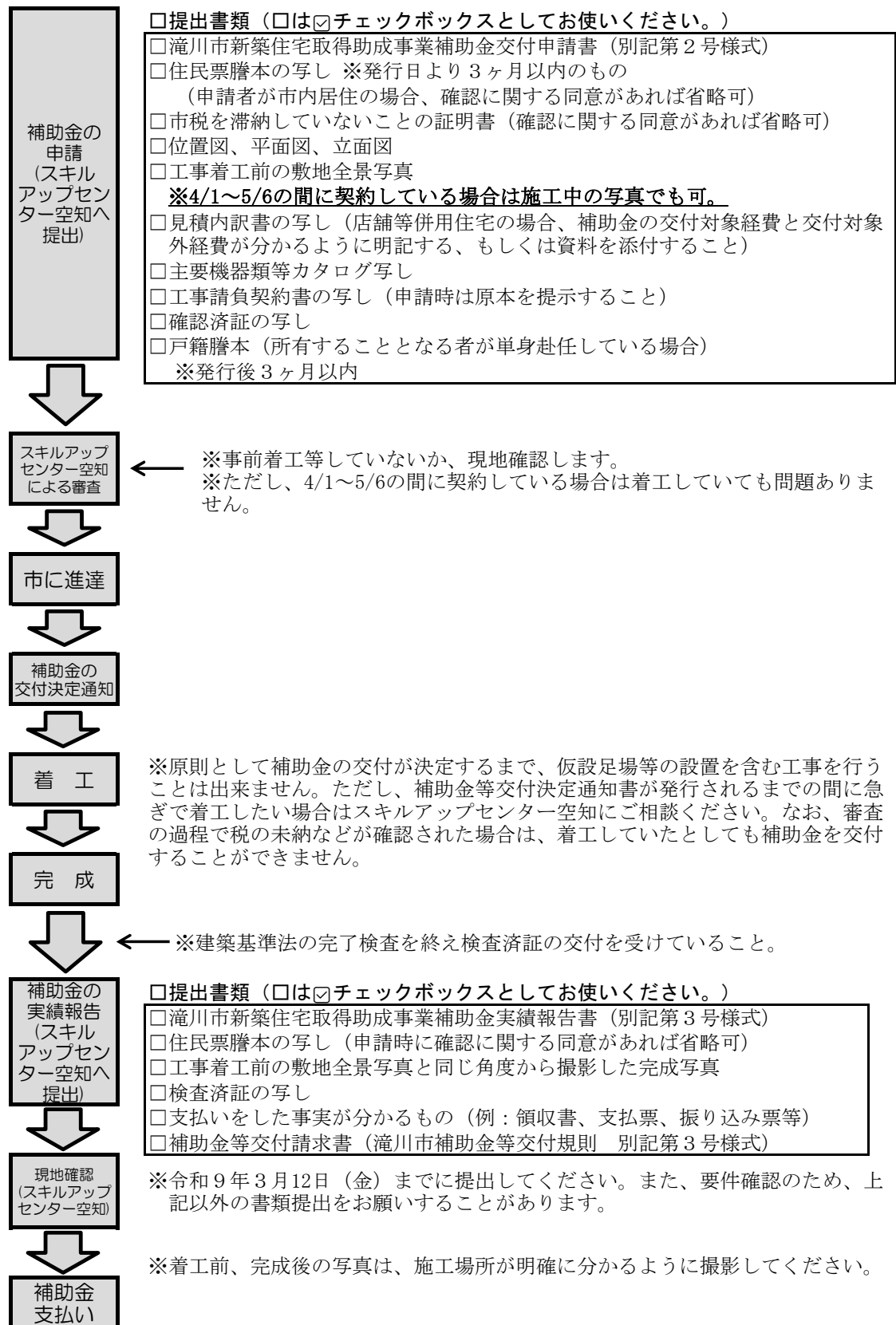
一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会（スキルアップセンター空知）

住所：流通団地3丁目6-23

TEL 0125-24-1880（代表）

①. 注文してから請負契約する新築住宅の場合

確認済証の交付後に補助申請となります。



②. 建売住宅として竣工しているものを購入する場合

売買契約締結後に補助申請となります。

着工～完了 ← ※建築基準法の完了検査を終え令和7年4月1日以降に検査済証の交付を受けていること。

補助金の申請  
(スキルアップセンター空知へ提出)

- 提出書類 (□はチェックボックスとしてお使いください。)
- 滝川市新築住宅取得助成事業補助金交付申請書 (別記第2号様式)  
※申請書の「補助事業の着手及び完了の予定年月日」欄については売買契約締結日を着手予定日とし、住宅引き渡し完了の日を完了予定日として記載すること。
  - 住民票謄本の写し ※発行日より3ヶ月以内のもの  
(市内居住の申請者の場合、確認に関する同意があれば省略可)
  - 市税を滞納していないことの証明書 (確認に関する同意があれば省略可)
  - 位置図、平面図、立面図
  - 見積内訳書の写し (店舗等併用住宅の場合、補助金の交付対象経費と交付対象外経費が分かるように明記しておくこと)
  - 主要機器類等カタログ写し
  - 売買契約書の写し (申請時は原本を提示すること)  
※補助金の申請は、契約締結の日より30日以内に申請すること。ただし、4/1～5/6の間に契約している場合は30日を超えても可。
  - 検査済証の写し
  - 戸籍謄本 (所有者又は所有することとなる者が単身赴任している場合)  
※発行後3ヶ月以内

↓  
スキルアップセンター空知による審査

↓  
市に進達

↓  
補助金の交付決定通知

↓  
補助金の実績報告  
(スキルアップセンター空知へ提出)

- 提出書類 (□はチェックボックスとしてお使いください。)
- 滝川市新築住宅取得助成事業補助金実績報告書 (別記第3号様式)
  - 住民票謄本の写し (申請時に確認に関する同意があれば省略可)
  - 完成後の住宅を含む敷地全景写真
  - 支払いをした事実が分かるもの (例: 領収書、支払票、振り込み票等)
  - 補助金等交付請求書 (滝川市補助金等交付規則 別記第3号様式)  
※令和9年3月12日(金)までに提出すること。

↓  
現地確認  
(スキルアップセンター空知)

↓  
補助金支払い

③. 建売住宅であって工事中に売買契約を締結した場合

売買契約締結後に補助申請となります。

住宅が竣工してからの申請では、予算満了までに間に合わないことが懸念されるため、建築途中でも申請出来ることとしています。

